

第1回小山町の教育のあり方調査研究委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年11月14日（月）午後2時30分開会
- 2 開催場所 小山町役場 大会議室
- 3 出席委員 武井敦史委員長、岩田祥吾副委員長、鈴木重利委員、
田中清子委員、山口淳委員、斎藤美栄委員、杉本奈々委員
臼井聖香委員、相原正和委員、菅野桂太委員
- 4 出席した事務局職員等
高橋正彦教育長、平野正紀教育次長、大庭和広学校教育課長、
小見山浩二学校教育専門監、坂本竹人こども未来課長、
中澤芳文学校教育課長補佐、池谷秀之こども未来課長補佐
- 5 会議次第
 - (1) 開 会
 - (2) 委嘱書及び辞令書交付
 - (3) 教育長あいさつ
 - (4) 自己紹介
 - (5) 小山町の教育のあり方調査研究委員会について(資料1)
 - (6) 委員長及び副委員長選出
 - ・委員長あいさつ
 - ・副委員長あいさつ
 - (7) 議 事
 - ア 文部科学省等の方向
 - 【別冊資料1】
小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理
 - 【別冊資料2】
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
 - 【別冊資料3】
令和3年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査
 - 【別冊資料4】
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
 - 【別冊資料5】
地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会概要
 - イ 近隣市町の状況(資料2)
 - ウ 情報提供

(8) その他

ア 今後の委員会の開催予定について

(9) 閉会

7 議事録

(1) 中澤学校教育課長補佐が開会を宣言した。

(2) 高橋教育長より各委員に委嘱書及び辞令書が交付された。

(3) 教育長あいさつ

教育長：この委員会は小山町の今後の教育に対して非常に重要な役割であると考えています。小山町は小規模校の良さを生かすことを教育の柱として進めて参りました。こども園につきましても、早くから町内の幼稚園、保育園をこども園化し、現在は私立こども園とのバランスを図りながら運営を行っております。現在の全国的な少子化の流れは小山町も例外では無く、また、小・中学校の施設の老朽化も問題となっています。これらの問題を別々に考えるのでは無く、小山町の教育の姿として全体をとらえながら検討する必要があると強く感じています。委員の皆様におかれましては勉強も必要となる場面も多いとは思いますがよろしくお願いします。

(4) 委員名簿順に各委員及び教育委員会(事務局)が自己紹介を行った。

(5) 大庭学校教育課長が小山町の教育のあり方調査研究委員会の主旨について資料1に基づき説明を行った。

(6) 委員長及び副委員長の選出を行い、委員長には武井敦史委員、副委員長には岩田祥吾委員が選出された。

武井委員長あいさつ

これから来年度にかけて相当数の会議が開催される予定ですが、その会議において小山町にとっての最適解を模索していきたいと考えております。この委員会は予め結論を設定し、そこに向かって議論する場では無いことから、皆様にはそれぞれの立場で率直な意見を発してもらえればと思っております。皆様がしっかり考える時間を作れるように配慮しながら議論し実のある委員会にしたいと思っております。

岩田副委員長あいさつ

この委員会は少子化の時代に小山町の今後の教育を議論するうえで絶好のチャンスだと捉えていますので、皆様と良い議論をしながら良い方向性を見出して行きたいと思っております。

(7) 議事

ア 大庭学校教育課長が別冊資料1～3について以下の通り説明を行った。

大庭学校教育課長

今回、別冊資料として資料1から資料5までお配りしました。

これら資料は、今後、この委員会の中で調査研究を進めるにあたって、参考になるであろうものを配らせていただきました。

委員会を進める中で、さらに必要な資料があれば随時加えていきたいと考えています。

また、大変ボリュームのある資料となっていることから、事務局側もすべて理解しているわけでもありませんが、皆さんと一緒に勉強していきたいと考えています。

本日は、この資料の中にどんなことが書いてあるのか概略のみ簡単に説明いたします。以後、委員会を進める中で、必要に応じて資料を活用していきたいと考えています。

まず初めに資料2の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」をご覧ください。こちらは、文部科学省で平成27年1月に策定したもののになります。

1ページを御覧ください。○の2つ目ですが、これまで国では、昭和31年に中央教育審議会の答申を踏まえて、昭和32年に「学校統合の手引」を作成し、翌33年には小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。また、一部に学校規模を重視する余り無理な学校統合も見られたことから、昭和48年に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合、存置する方が好ましい場合もあることなどを通達しています。

次に4ページを御覧ください。（4）本手引きの位置づけの○の3つ目ですが、学校規模の適正化に関する考え方については、既に中央教育審議会が、平成20年7月に「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」を設置し、平成21年3月に「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理」を取りまとめ、同年7月の初等中等教育分科会に報告・公表しています。

その資料が、このファイルの資料1にあります「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理」になります。ページ番号h右下にあります。

はじめに1ページ目には、1 現在、適正配置を検討する背景・意義について、3ページには、2 学校の規模・通学距離等に関する考え方に

ついて、6 ページには、3 小規模校において、教育条件の向上を図る観点から、特に克服が求められる課題について、8 ページには、4 適正配置を進めることが困難である状況と対応について、10 ページには、5 適正配置を進めるに当たり、特に取り組むべきこと、11 ページには、6 国、都道府県の関わりについてなど、これまでに出了された意見などがまとめられている資料となります。

これらの意見を受けて、資料2の4 ページに戻っていただき、一番下になりますが、この手引きは、各都道府県・市町村のニーズに基づき、先程の中央教育審議会等における検討や、全国的な取組状況に関する実態調査の結果得られた具体的な取組の状況も踏まえ、有識者の協力も得つつ、改めて、①各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置（そんち）する場合の充実策等について検討したり、②都道府県がこれらの事柄について域内の市町村に指導・助言・援助を行ったりする際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものであり、財政的な支援も含めた様々な方策と併せて地方自治体の主体的な取組を総合的に支援する一環として策定されたものとなっています。

なお、学校の規模等に関して、各地域が抱える実情や課題は様々であることから、学校の規模や通学距離、通学時間、学校の統合や小規模校の充実策、休校した学校の再開等に関する様々な工夫の例示を含め、本手引の内容を機械的に適用することは適当ではなく、あくまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれているところであります。

具体的な内容は、6 ページ以降に書かれていますが、本日は説明しきれないため、どんなことが書かれているのかは、表紙裏の目次をご覧ください。1 章では学校規模適正化の背景と本手引の位置づけ、2 章で適正規模・適正配置について、3 章で学校統合に関して留意すべき点、4 章で小規模校を存続させる場合の教育の充実、5 章で休校した学校の再開、6 章で都道府県の指導・助言・援助の在り方について記載されています。個々の内容については、委員会を進める中で参考としていきたいと思ひます。

また、資料2の中に黄色の付箋を付けたところがありますが、ここからが、この手引の参考資料となっています。1 ページ目には、学校の

適正規模・適正配置の関係法令について記載されています。

例えば、標準的な学級数は、4行目にあります「学校教育法施行規則」第41条で、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」となっています。中学校については、この資料では第49条となっていますが、第79条において準用されており、小学校と同様に12学級以上18学級以下が標準となっています。

また、通学距離の関係などは、下の方にあります「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条にあるとおり、国庫補助の適正な規模の条件として、第2号で「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」と定められています。

また、資料の7、8ページには、公立小学校・中学校の児童数・学校数の推移などのデータや、他のページには、手引き作成時の各種データ等が掲載されている資料となっています。また、公立小学校の学校数と児童生徒数の推移の最新のデータは、資料4の101ページにあります。

次に資料3は、「令和3年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」になります。はじめの3枚は、この調査の概要版になります。4枚目からは調査した内容の詳細が記載されているものになります。

この調査の目的は、1の「調査の目的」にあるとおり、学校統合による学校規模の適正化や、統合が困難な小規模校における教育の活性化など、各都道府県・市区町村教育委員会における少子化に対応した取組の状況などについて調査を行い、少子化・人口減少時代に対応した活力ある学校づくりに関する施策の検討に活用することを目的として実施していますので、今後の委員会での調査研究にあたり参考となる資料だと考えております。

小見山学校教育専門監が別冊資料4について以下の通り説明を行った。

小見山学校教育専門監

資料4は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」です。表紙をめくっていただき、次ページの「はじめに」をご覧ください。

5行目に記載されている、令和3年1月に取りまとめられた中央教育

審議会の答申では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための改革の方向性が示されました。

少しとびまして12行目です。令和の時代となった今、GIGAスクール構想による1人1台端末、校内ネットワークの拡充が進み、小学校における35人学級の計画的整備や、ポストコロナを見据えた「ニューノーマル」が求められる状況を背景として、新しい時代の学びにふさわしい学校施設の在り方を明確化し、それを実現することが必要となりました。

そこで、平成29年2月に設置された「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」に、「新しい時代の学校施設検討部会」を設置し、本資料4は、令和4年3月に取りまとめられた最終報告になっております。

1枚めくっていただき、目次をご覧ください。今、お話ししましたが、第1章「新しい時代の学びの姿」、第2章「新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題」に記載されております。

13ページからは、第3章「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」になります。表紙にもありましたが、学校施設のビジョンを表すキーコンセプトとして、「Schools for the Future『未来思考』」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」とあります。14ページのイメージ図は、新しい時代の「学び」を実現する柔軟で創造的な学習空間を中心軸とし、「生活」「共創」のための豊かな場が、「安全」「環境」という基盤の上に立つ姿を示しています。

34ページからの、第4章「学校設置者における推進方策」では、学校設置者においては、既存施設についても、長寿命化改修等を通じ、自然災害等に対する安全性や温熱環境など基本的な建物性能の確保を含め、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策を一体的に進めること、などの提言が記載されております。

39ページからは、第5章「国における推進方策」となります。国においては、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）の提示や、財政支援制度の見直し・充実、学校施設整備の技術的支援の充実、学校施設整備指針の改訂などの提言が記載されております。145ページ、146ページが最終報告の概要版となっております。

戻っていただき、46ページからは別添となります。第3章、第4章にも記載がありますが、新しい時代の学びを実現する、「空間イメージ例」、「学校施設整備の方向性のイメージ例」、「長寿命化改修等の効果

的な取組事例」などが詳しく紹介されております。98ページからは参考資料ですが、こちらは大変ボリュームがありますので、後ほどゆっくりとご覧ください。

本資料4は、学校施設全体を学びの場と捉え、子供たちにとって「明日また行きたい学校」となる魅力ある学び舎を創造していくための、参考となる資料だと考えております。以上で、資料4の説明を終わりといたします。

坂本こども未来課長が別冊資料5について以下の通り説明を行った。

坂本こども未来課長

資料5は令和3年度に厚生労働省が行った、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」のとりまとめの概要版となっています。小山町では公立4園、私立2園の6園があり、国の所管としては内閣府となっています。資料は厚生労働省のものですが方向性は内閣府と同じです。

これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主でしたが、急速な人口減少に対応するため、良質な保育の提供や0～2歳児への支援に移ってきています。具体的な取組みとしては持続可能な保育提供体制づくり、統廃合や規模の縮小、子育て負担の軽減を目的とした一時預かり、保護者への相談対応といった多様なニーズに応えるためのこども園や地域への支援を担っていくとなっております。また、国では令和5年度にこども家庭庁が創設され「こども真ん中社会」を目指すこととしており、幼稚園、保育園、こども園の在り方が重要視されているところであります。説明は以上です。

武井委員長

資料が非常に多く今回の説明だけでの理解は難しいと思いますので、必要に応じ資料を確認していただければと思います。

この資料を簡単に説明しますと、国は予算が潤沢ではないが、不必要な規制をかけるつもりでは無いということです。色々なことが自由に出来る事になっているので可能な自治体は進めてくださいという事です。

イ 大庭学校教育課長及び坂本こども未来課長が近隣市町の状況について資料2に基づき説明を行った。

武井委員長

この資料についても、今後、議論を進めていく中で資料を確認していただければと思います。

ウ 武井委員長が持参した資料及びスライドにより情報提供を行った。

エ 全委員及び事務局からの感想等

岩田副委員長

統廃合ありきの議論の場ではないことを認識することができた。武井委員長の話を聞き、小山町の教育をより良く、さらには小山町独自の形にしていく方向に希望が持てているところです。

鈴木委員

課題が大きすぎて身に余る思いであります。

足柄地区は幼稚園が廃園になり、私立のこども園に移行しています。地区の中には限界集落のような65歳以上が半分以上の集落もあり、若い方が増えて行かない状況です。将来的には開発の余地もあることから、期待をもって、このあり方検討会にも取り組んでいきたいと思っています。

田中委員

様々な条件を自分の中でも整理し、小山町のこどもにとっての明るい未来を夢見ながら、小山町の最適解を模索していきたいと思っています。

山口委員

武井委員長の資料の中で戸田市の取組事例がありましたが、自分もこの事例については元々興味を持っていました。まだまだ、学ばなければならない事は沢山あるが、自分が感じたことを議論に反映できればと思います。

斎藤委員

幼稚園と保育園のこども園化の事を思い出し、改めてこどもの将来の事を考えました。また、今日の会議で一番印象に残ったことは対話の重要性です。自分の知っている情報はほんの一部に過ぎないので、資料や対話を通し最適解を見つけたいと思っています。

平野教育次長

行政の立場としては客観的や無難な方策をとってしまいがちですが、この委員会では真っ白な状態から小山町の教育を探っていくということを改めて感じました。

大庭学校教育課長

行政の場合、結果ありきでその結果に向け議論を進めていく仕事が多い中、議論しながら答えを見つけていくことは楽しい委員会になるのかなと思っています。

小見山学校教育専門監

武井委員長の話の中で様々な学校配置の可能性のところに興味を持たせていただきました、やる気になれば、何でも出来る可能性があると感じました。

中澤学校教育課長補佐

長年、町民の方との接点を多くもちながら仕事をしてきましたので、

武井委員長のどこかの地区が損をするのを前提とした議論はNGとの話に共感が持てました。

池谷こども未来課長補佐

大変な問題ではあると思いますが、町民のために進められたらと思います。

坂本こども未来課長

こども真ん中社会を目指す中で、こども達の明るい未来のために最適解を見出したいと思います。

菅野委員

単純な複式学級の回避のためではなく、小山町の教育改革のための委員会だと感じました。また、こどもや教師の反応も知りたいと感じたので現地の視察等があれば、なお良いと思います。いずれにしても様々な視点から考えていきたいと思います。

相原委員

今まで色々な役員等をさせていただいたので、保護者、教師、地域それぞれの立場の気持ちのわかる立場ではあります。その中で感じることは、小山町のこども全体を考えている方はほとんど居ないと思っています。今は小山町のこども全体の事を考え、こども会に携わっていますので、色々な意見を発言していきたいと思います。

臼井委員

このような場には慣れてないので不安はありますが、小山町のこども達ためにより良い議論が出来ればと思います。

杉本委員

武井委員長の話の中で、自分では国や社会を変えられないと思っているこどもの割合が高いとの話がありました。今、私の娘とちょうどこの話題になっていたのもとても参考になりました。また、昔とは学習形態が大分変っていることも勉強になりました。

高橋教育長

この会議を立ち上げる際に数合わせではなく、教育の内容から入りたいと強く思いました。教育内容を踏まえたうえで教育環境も整えたいと思います。その意味で大事なのはアイデアだと思うので、皆さんには意見をどんどん出していきたいと思います。

(8) その他

大庭学校教育課長が資料に基づき今後のスケジュール及び内容について説明した。なお、

第2回は令和5年1月13日(金)14:30～ 役場大会議室

第3回は令和5年3月 7日(火)14:30～ 役場別棟会議室A

とした。

鈴木委員

区長会長として本委員会に出席しているが、任期が令和５年３月末までである。令和５年４月からの委員の変更は可能か。

大庭学校教育課長

可能です。新しい区長会長には事務局からお願いに参ります。

菅野委員

教育のあり方報告書作成後、小山町総合計画、教育大綱、教育振興基本計画、施設管理計画等には反映しますか

大庭学校教育課長

今回の委員会は教育のあり方報告書の作成を目標としています。その後はこの報告書を基にすべての基準としていきたいと考えています。

(９) 閉会

中澤学校教育課長補佐が閉会とした。